

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180904	カミシマ運輸株式会社 法人番号(8260001017704) 代表者伊藤篤実	岡山県笠岡市港町1-22	本社営業所	岡山県笠岡市港町1-22	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成29年12月26日、平成30年1月31日及び同年2月22日に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)整備管理者の変更未届出違反(道路運送車両法第52条)	2	2
20180904	株式会社ティーウエスト 法人番号(4240001028731) 代表者知久敏弘	広島県廿日市市上の浜1丁目2-1	広島西営業所	広島県広島市西区草津港1丁目7-4	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年1月16日、同年1月26日及び同年3月12日に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第6項)(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(8)運転者に対する指導監督の記録の保存義務違反(安全規則第10条第1項)(9)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	12	8
20180925	有限会社都北運送 法人番号(4250002016503) 代表者藤井峯雄	山口県周南市大字須々万本郷759	徳山営業所	山口県周南市秋月2丁目60-1	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、平成30年4月12日、同年4月24日及び同年5月25日に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第7条第5項)(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(5)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	9	5